

# 小倉保育所の民営化方針について

## 1 民営化にかかる方針

少子化が進む中でも、保育・地域子育て支援のニーズは年々増加し、市民が求めるサービスも多様化しています。限られた財源の中でサービスを充実するには、サービス提供のあり方について検証・見直しを行っていく必要があります。

小倉保育所については、平成 25 年 4 月 1 日から、社会福祉法人に保育所運営を引き継ぎ民営化を行います。また、民営化後、30 人の定員増を行い待機児童対策を進めます。

民営化により節減した経費を財源として、私立保育所の増改築による定員増などの待機児童の解消や、休日保育の実施、一時預りの拡大、地域子育て支援の充実など、多様な市民ニーズに対応していきます。

## 2 民営化についての考え方

- 保育所の民営化については、学識経験者等の外部委員からなる『就学前児童対策検討委員協議会』から平成 14 年 1 月に報告を受け、その提言を尊重して検討を行い、平成 20 年 4 月までに 3 園の民営化を行う方針を打ち出しました。
- 平成 18 年 3 月に策定した『構造改革アクションプラン』では、今後、「地域拠点となる保育所を残して民営化する」方向性を示しています。
- 平成 21 年 7 月に策定した『枚方市保育ビジョン』では、「公立保育所が集中している中部地域の一部公立保育所について民営化を進める」方向性を示しています。
- 小倉保育所は、昭和 61 年に改築を行い、既存施設をそのまま活用することが可能で、児童、保護者に与える影響が少ないことや、敷地内に待機児童解消のための保育室を増築するスペースも確保できることから、小倉保育所の民営化を実施します。あわせて、民営化後、運営法人が保育室を増築し、30 人の定員増を行います。
- 小倉保育所の民営化に当たっては、現小倉保育所保護者の声を受け止め、説明責任を果たすとともに、子どもたちのことを第一に考えた対応を検討し、理解を求めながら進めます。

## 3 民営化の手法

### (1) 運営条件

- ・ 保育所用地は無償で貸与します。
- ・ 既存の保育所建物は無償で譲渡します。
- ・ 待機児童対策として、運営法人が保育室を増築し、30 人の定員増を図ります。
- ・ 保育室は市が定める条件等に従い、運営法人が整備します。

増築予定場所：既存建物とプールの間（別添「小倉保育所における増築建物の配置イメージ図のとおり」）

(2) 運営法人について

- ・運営法人は、保育所運営実績のある社会福祉法人の中から公募します。
- ・運営法人の選考にあたっては、小倉保育所の保護者代表や学識経験者などで構成する選考会議を設置して選考します。

#### 4 民営化後の小倉保育所の運営内容

- (1) 現小倉保育所の保育水準を確保した保育所運営を行います。
- (2) 30人の定員増を行い、120人定員とします。
- (3) 保護者の多様な就労形態への対応や地域子育て支援事業の実施について、地域のニーズを踏まえて検討します。

#### 5 民営化を円滑に進めるための措置

- (1) 移管法人への引き継ぎについては、保護者と十分に話し合いを行い、子どもたちにとって一番良い方法を検討します。
- (2) 他の保育所への転所を希望する場合、転所しやすいよう配慮します。

#### 6 保育・地域子育て施策の拡充

民営化により節減された経費については、待機児童対策や地域子育て支援の充実に充てることとします。

- ・引き続き待機児童の解消を図ります。
- ・休日保育の実施や一時預りの拡大など、多様な保育ニーズへの対応を図ります。
- ・地域子育て支援の拠点となる地域子育て支援施設を増設します。
- ・既存保育所の環境改善を図ります。
- ・その他保育・地域子育て支援策を充実していきます。

#### 7 今後のスケジュール

平成22年	小倉保育所保護者説明（9月～）
平成23年	運営法人公募（8月～） 運営法人決定（12月）
平成24年	運営法人との引き継ぎ（4月～平成25年3月） 枚方市児童福祉施設条例の一部改正（9月）
平成25年	運営法人による小倉保育所の開設（4月1日） 運営法人による保育室増築
平成26年	定員増30人（4月1日）

小倉保育所における増築建物の配置イメージ図

